

令和4年度

人事行政の運営等の状況

埼玉東部消防組合消防局総務課

人事行政の運営等の状況を公表します。
職員の任用や給与などの状況について、住民のみなさんに広く知っていただくため、埼玉東部消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、次のとおり公表します。

人事行政の運営等の状況

埼玉東部消防組合

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用の状況

令和3年度は、15人を採用しました。

(2) 再任用職員採用の状況

令和3年度は、常時勤務職員6人、短時間勤務職員15人を採用しました。

※「再任用職員」とは、高齢者雇用の推進等のため、定年退職者等のうち、あらためて採用される職員であり、地方公務員法第28条の4の規定により採用される常時勤務職員と、同法第28条の5の規定により採用される短時間勤務職員です。

(3) 職位別任用状況

令和4年4月1日現在、副主幹級以上の職員数は156人であり、内訳は下表のとおりです。

職位 (階級)	副主幹級 (消防司令)	主幹、課長級 (消防司令長)	次長・参事級 (消防監)	消防局長 (消防正監)
職員数	107	39	9	1

※再任用短時間勤務職員、派遣等による出入りは除きます。

(4) 職員の退職の状況

令和3年度における職員の退職の状況は、下表のとおりです。

	人数(人)
定年退職	19
勸奨退職	1
自己都合退職	6
その他(死亡、免職、失職)	0
退職者計	26

※再任用職員、派遣等による出入りは除きます。

(5) 所属別職員構成の状況

各年度4月1日現在

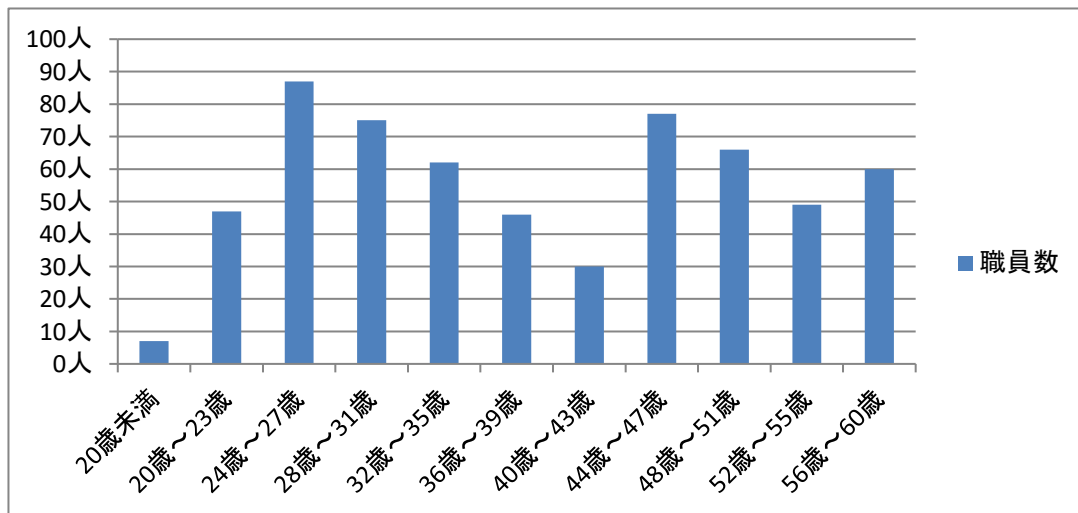
区分 所属	職員数(人)		対前年比増減数 (人)
	令和3年度	令和4年度	
消防局			
局長	1	1	0
次長	2	2	0
総務課	20 (1)	22 (1)	2
消防課	11	11	0
救急課	6 (3)	7 (2)	1
予防課	6 (1)	6 (1)	0
指令課	26	26	0
小計	72 (5)	75 (4)	3
久喜消防署	156	158	2
久喜消防署	65	67	2
東分署	22	22	0
鷲宮分署	25	25	0
菖蒲分署	22	22	0
栗橋分署	22	22	0
加須消防署	148 (2)	139 (2)	△ 9
加須消防署	66 (2)	73 (2)	7
加須南分署	19	0	△ 19
騎西分署	22	22	0
北川辺分署	22	22	0
大利根分署	19	22	3
幸手消防署	66 (4)	67 (2)	1
幸手消防署	57 (2)	58	1
西救急ステーション	9 (2)	9 (2)	0

白岡消防署		76 (3)	66 (4)	△ 10
	白岡消防署	57 (3)	66 (4)	9
	篠津分署	19	0	△ 19
杉戸消防署		61 (1)	62	1
	杉戸消防署	42 (1)	43	1
	泉出張所	19	19	0
宮代消防署		37	39	2
	小 計	544 (10)	531 (8)	△ 13
	合 計	616 (15)	606 (12)	△ 10

※ () 内は、再任用短時間勤務職員数であり、職員数には含まれない数です。

(6) 年齢別職員構成の状況 (令和4年4月1日現在)

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳
職員数	7人	47人	87人	75人	62人	46人
40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
30人	77人	66人	49人	48人	12人	606人



2 職員の人事評価の状況

地方公務員法に基づき、職員の能力と業績を上司が評価し、その結果を本人に開示することにより、職員自らの「気づき」を促し、人材育成（指導・助言・意識改革の実践）につなげるとともに、人事管理の基礎として活用していくため人事評価制度を実施しています。

3 職員の給与の状況

消防組合職員の給与等については、人事院勧告に準拠した給与の改定を実施しています。

(1) 人件費の状況（令和3年度一般会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (令和3年度末)	歳出額(A)	実質収支	人件費(B)	人件費率 (B/A)
令和3年度	人 444,213	千円 6,009,108	千円 210,378	千円 4,966,733	% 82.7

※人件費には、特別職に支給される報酬を含みます。

(2) 職員給与費の状況（令和3年度一般会計決算）

区分	職員数 (A)	給与費				一人あたり給与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
令和3年度	人 616 (15)	千円 2,232,478	千円 682,219	千円 933,982	千円 3,848,679	千円 6,248

※職員手当には退職手当、児童手当を含みません。

※（ ）内は、再任用短時間勤務職員数であり、職員数には含まれない数です。

(3) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和4年4月1日現在）

平均年齢	38.8歳
平均給料月額	301,247円
平均給与月額	379,330円

※平均給料月額は、職員の基本給の平均です。

※平均給与月額は、給料月額と扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当を合計したものです。

(4) 職員の初任給の状況（令和4年4月1日現在）

区分	埼玉東部消防組合	埼玉県	国
大学卒	188,700円	191,664円	182,200円
高校卒	160,100円	157,333円	150,600円

(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和4年4月1日現在）

区分	経験年数		
	10年	15年	20年
大学卒	267,600円	320,033円	361,580円
高校卒	228,933円	281,800円	331,750円

(6) 消防吏員の級別職員数の状況（令和4年4月1日現在）

区分	階級	標準的な職務内容	職員数	構成比
県行政職給料表	消防正監	消防局長	1人	0.2%
8級	消防監	次長	2人	0.3%
7級	消防監	参事	7人	1.2%
6級	消防司令長	課長、主幹	39人	6.4%
5級	消防司令	副主幹	107人	17.7%
4級	消防司令補	係長、主査	160人	26.4%
3級	消防士長	主任	83人	13.7%
2級	消防副士長	主事	110人	18.1%
1級	消防士	主事補	96人	15.8%
	事務吏員	主事補	1人	0.2%
計			606人	100.0%

(7) 職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

埼玉東部消防組合	国
令和3年度の1人当たり平均支給額 1,516千円	—
令和3年度支給割合 期末手当 2.55月 勤勉手当 1.9月	令和3年度支給割合 期末手当 2.55月 勤勉手当 1.9月
職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20%	職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%

② 退職手当（令和4年4月1日現在）

区分	(支給率)				1人当たり 平均支給額	
	勤続20年	勤続25年	勤続35年	最高限度額		
消 防 玉 組 東 合 部	自己都合	19.6695月分	28.0395月分	39.7575月分	47.709月分	410千円
	勲奨・定年	24.586875月分	33.27075月分	47.709月分	47.709月分	21,441千円
	その他の 加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)				—
国	自己都合	19.6695月分	28.0395月分	39.7575月分	47.709月分	—
	勲奨・定年	24.586875月分	33.27075月分	47.709月分	47.709月分	
	その他の 加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)				

※埼玉東部消防組合は、埼玉県市町村総合事務組合に加入しており、退職手当の支給率は同組合の支給条例に基づくものです。

※退職手当の1人当たり平均支給額は、令和3年度に退職した職員に支給された平均額です。

③ 地域手当（令和3年度決算）

支給率	6%
支給実績	144,935千円
支給職員1人当たり 平均支給年額	232千円

④ 時間外勤務手当（令和3年度決算）

支給実績	87,612千円
支給職員1人当たり 平均支給年額	233千円

⑤ 特殊勤務手当（令和3年度決算）

支給実績	35,405千円	
支給職員1人当たり平均支給年額	64,256円	
職員全体に占める手当支給職員の割合	88.2%	
手当の名称	支給範囲	支給単価
出勤手当	火災その他の災害活動に従事した者	1回 400円
救急・救助手当	救急・救助活動に従事した者	1回 300円
	救急救命士法第44条に規定する救急救命処置に従事した救急救命士	1回 500円
	新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う活動に従事したもの	1日 4,000円
	新型コロナウイルス感染症に対処するための活動に従事したもの	1日 3,000円
潜水手当	潜水救助活動に従事した者	1回 1,000円

⑥その他の手当（令和3年度決算）

手当名	支給実績	支給職員1人当たり 平均支給年額
扶養手当	99,530 千円	265 千円
住居手当	42,659 千円	326 千円
通勤手当	49,360 千円	83 千円
休日勤務手当	110,835 千円	285 千円
夜間勤務手当	22,482 千円	59 千円
管理職手当	80,683 千円	498 千円
管理職員特別勤務手当	8,718 千円	65 千円
児童手当	57,680 千円	229 千円

(8) 特別職の報酬の状況（令和3年4月1日現在）

区 分	報酬年額
管理者	87,000 円
副管理者	75,000 円

区 分	報酬年額
議 長	80,000 円
副議長	65,000 円
議 員	62,000 円

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の概要

職員の勤務時間は、一週間当たり38時間45分（国も一週間当たり38時間45分）と定められており、毎日勤務者（主に消防局など）と交替制勤務者（消防署や指令課勤務者）で勤務体系が異なります。

毎日勤務者は、毎週月曜日から金曜日までの、それぞれ8時30分から17時15分までが勤務時間（休憩時間を除く。）となっています。

交替制勤務者は、3週間を1サイクルとした変則3部制勤務を採っており、朝8時30分から翌朝8時30分までの24時間のうち、休憩時間や深夜の仮眠時間を除く15時間30分が勤務時間となっています。

(2) 休暇制度の概要・種類等

職員の休暇には、年次有給休暇・病気休暇・特別休暇・介護休暇があります。

年次有給休暇	労働基準法第39条の諸規定に従って与えられる有給による休暇であり、1年につき最高20日間付与され、前年からの繰越分を含めると最高40日間となります。
病気休暇	勤労意欲があっても負傷又は疾病のため勤務することができない職員に対し、医師の証明等に基づき、最小限度必要と認められる期間、その治療に専念させることが目的で設けられた有給の休暇です。
特別休暇	特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合に認められる有給の休暇です。
介護休暇	配偶者、子、職員又は配偶者の父母などの親族が負傷、疾病又は老齢などにより2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における無給の休暇です。

(特別休暇の種類及び日数)

種類	日数
選挙権その他公民としての権利を行使する場合	その都度必要と認める期間
裁判員等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他公署へ出頭する場合	その都度必要と認める期間
不妊治療に係る通院等のために勤務しないことが相当であると認められる場合	1年において5日（規則で定める治療の場合は10日）の範囲内の期間
出産の場合	出産予定日6週間前から産後8週間を経過するまでの期間
妊娠又は出産に関し保健指導又は健康診査を受ける場合	1回につき1日の範囲内で必要と認められる時間
妊娠中に、交通機関の混雑が母体又は胎児の健康保持に影響があると認める場合	1日を通じて1時間を超えない範囲内で必要と認められる期間
妊娠中に、つわり等の障害のため勤務することが著しく困難な場合	7日の範囲内で必要と認められる期間
生後1年に達しない子を育てる場合	1日2回それぞれ30分間
生理日における勤務が著しく困難な場合	3日の範囲内で必要と認められる期間
忌引の場合	配偶者10日、父母7日、子5日、祖父母3日等
配偶者及び父母の祭日の場合	それぞれ1日
感染症の場合	その都度必要と認められる期間
災害により住居が滅失した場合	1週間の範囲内で必要と認められる期間
結婚の場合	5日の範囲内で必要と認められる期間
妻の出産の場合	3日の範囲内で必要と認められる期間

種類	日数
妻が出産する場合であって、当該出産に係る子又は小学校就学前の子の養育のため	妻の産前6週間前から産後8週間を経過するまでの期間における5日の範囲内
小学校就学前の子を看護する場合	1年において、小学校就学前の子が1人であれば年5日、2人以上であれば年10日の範囲内
要介護者を介護する場合	1年において、要介護者が1人であれば年5日、2人以上であれば年10日の範囲内の期間
心身の健康の維持等の充実を図る場合	7月から9月の期間内において5日の範囲内の期間
災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難な場合	その都度必要と認められる期間
災害時において、通勤途上における身体の危険を回避する場合	その都度必要と認められる期間
骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合	その都度必要と認められる期間
自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動（災害、介護ボランティア等）を行う場合	1年において5日の範囲内の期間

(3) 年次有給休暇の取得状況

令和3年1月1日から令和3年12月31日までの職員の年次有給休暇の平均取得日数は、11.28日となっています。

(4) 育児休業等の取得状況

ア 育児休業とは、職員が任命権者の承認を受けて、その3歳に満たない子を養育するため、その子が3歳に達する日までの期間を限度として、職務に従事しないことを可能とする制度です。育児休業をしている期間については、給与は支給されません。
令和3年度に育児休業を取得した職員は男性5人、女性2人でした。

イ 部分休業とは、職員が任命権者の承認を受けて、小学校就学の始期に満たない子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を限度）について勤務しない制度で、休業した期間の給与は減額されます。
令和3年度に部分休業を取得した職員は女性1人でした。

ウ 育児短時間勤務制度とは、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、一定の勤務形態（週19時間25分から24時間35分）により勤務することができる制度で、給与は勤務時間数に応じた額が支給されます。
令和3年度に育児短時間勤務制度を利用した職員はいませんでした。

5 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

分限処分は、職員の勤務成績が良くない場合や心身の故障がある場合など、一定の事由により職務を十分に果たすことができない場合に、公務能率の維持向上と適正な運営の確保を目的として行われる不利益処分で、免職、降任、休職及び降給があります。

令和3年度において、分限処分を受けた職員は、休職が4人でした。

(2) 懲戒処分の状況

懲戒処分は、法令等の違反があった職員の道義的責任を追及し、公務の規律と秩序を維持することを目的として行われる不利益処分で、免職、停職、減給及び戒告があります。

令和3年度において、懲戒処分を受けた職員はいませんでした。

6 職員のサービスの状況

(1) 職員の守るべき義務の概要

地方公務員法第30条は、サービスの根本基準として、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定しています。この根本基準の趣旨を具体的に実現するため、同法は、職員に対し、以下のようなサービス上の強い規制を課しています。

- ・法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（同法第32条）
- ・信用失墜行為の禁止（同法第33条）
- ・秘密を守る義務（同法第34条）
- ・職務に専念する義務（同法第35条）
- ・政治的行為の制限（同法第36条）
- ・争議行為等の禁止（同法第37条）
- ・営利企業等の従事制限（同法第38条）

(2) 職務専念義務免除の状況

職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合のほかは、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職務遂行のために用いなければなりません（地方公務員法第35条）。

ただし、「職務に専念する義務の特例に関する条例」により、研修を受ける場合や厚生事業に参加する場合などに、任命権者の承認を得て、職務専念義務が免除されることがあります。

令和3年度における承認件数は、試験を受ける場合など339件でした。

(3) 営利企業等従事の許可状況

職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする会社等の役員を兼ねたり、報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事等をしたりしてはならないとされています（地方公務員法第38条）。

令和3年度における許可件数は、3件でした。

7 職員の退職管理の状況

「再就職者による依頼等の承認の申請」について、該当はありませんでした。

8 職員の研修の状況

研修の概要

令和3年度中に実施した研修は、下表のとおりです。

研修区分	コース数	のべ人数
消防大学校研修	4	5
埼玉県消防学校研修	9	92
予防関連研修	3	5
救急救命士関連研修	9	74
消防組合内部研修	13	2,848

9 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度の概要

職員の共済制度は、地方公務員法第43条に基づいて定められた地方公務員等共済組合法によって具体的に定められています。共済制度を運用し、実施する主体は、埼玉縣市町村職員共済組合です。

共済組合では、大きく分けて3つの事業を行っています。

- ・組合員である職員とその家族の病気、けが、出産、死亡等に対して必要な給付を行う「短期給付事業」
- ・職員の退職、傷害、死亡に対して年金又は一時金の給付を行う「長期給付事業」
- ・健康の保持増進事業や住宅資金の貸付けなどの「福祉事業」

(2) 公務災害の発生状況

令和3年度に公務災害又は通勤災害と認定された件数は、4件でした。

10 公平委員会の業務の状況

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

令和3年度は、該当ありませんでした。

(2) 不利益処分に関する審査請求の状況

令和3年度は、該当ありませんでした。